

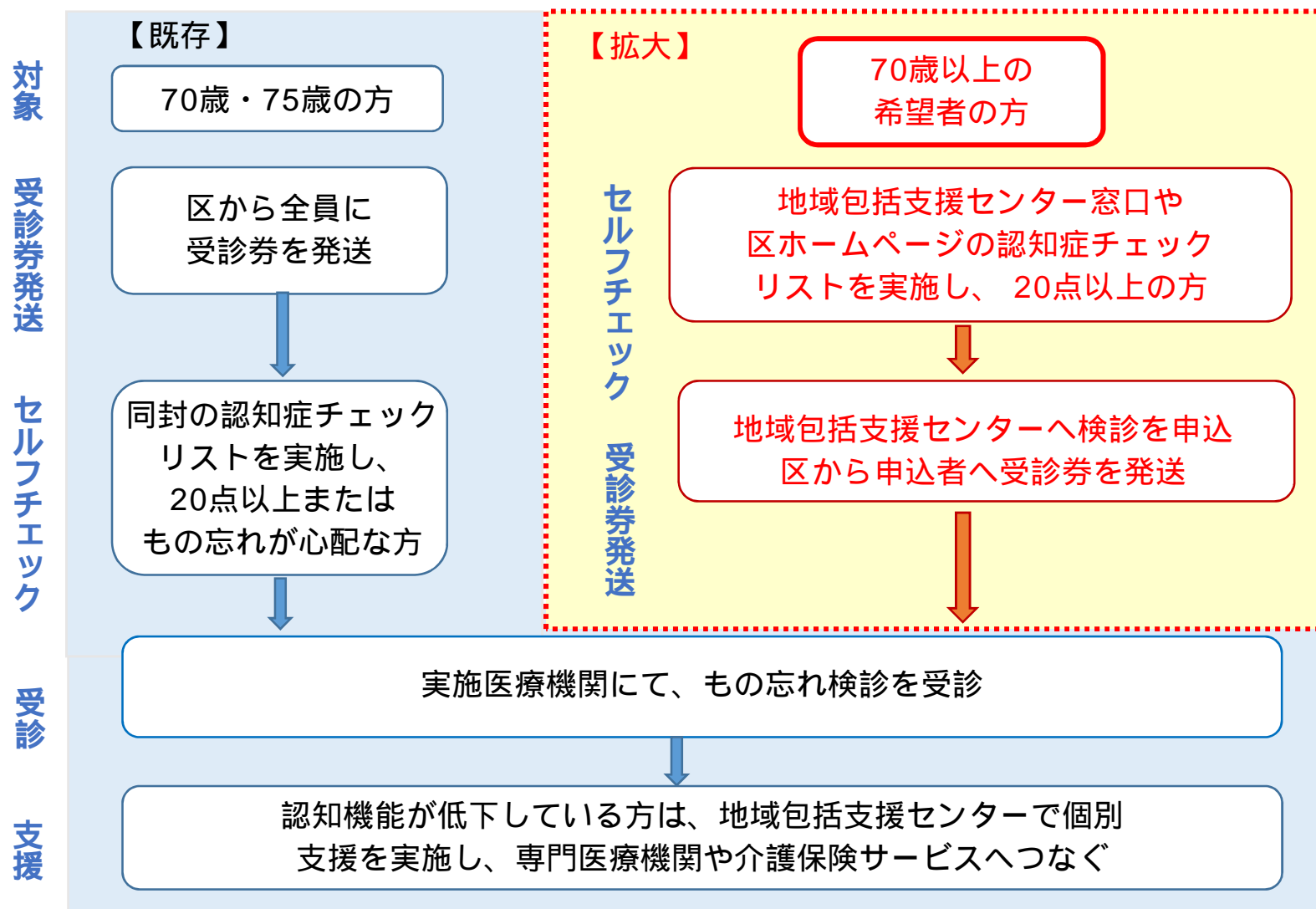
令和5年度 もの忘れ検診の拡充と免許更新利用について

令和5年度からの変更点2つ

- 1 対象年齢が70歳以上の区民へ拡大
- 2 検診結果の免許更新利用について

令和5年1月19日
高齢者支援課

1 対象者の拡大





2 もの忘れ検診結果の運転免許更新手続きへの利用について

- 75歳以上の運転者の免許更新に際し、認知機能検査の受検が義務付けられているが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行に伴い、医師が作成した診断書その他の書類を提出した場合、認知機能検査の受検義務が免除されることになった。
- これに伴い、練馬区もの忘れ検診の結果が「認知機能障害の疑いなし」となった75歳以上の方は、運転免許証を更新する際、運転免許証の有効期間の満了日前6か月以内の「もの忘れ検診結果」を警察署等に本人が提出することで、認知機能検査の受検が免除される。
- 検診結果の提出窓口は、都内すべての警察署交通課および運転試験場（本人が検診結果原本を持参する必要あり。その場で書類を確認し、不備が無ければ、検診結果コピーが返却され、次の検査である高齢者講習の予約を電話またはWEBで取れるようになる）
- これについての受診者への周知は、令和5年度受診券等発送物への記載のほか、区のホームページへの掲載を予定している。
- 「免許証を返納してお困りの方は、地域包括支援センターへご相談ください。」というご案内を令和5年度版事業周知ポスターへ記載する。

75歳以上高齢者の運転免許更新に係るもの忘れ検診結果の活用

